

平成 27 年度第 2 回長野県いじめ問題対策連絡協議会（発言要旨）

平成 28 年 1 月 29 日（金）14:00～16:00

県庁 8 階 教育委員会室

1 開会

2 会長挨拶（伊藤会長）

日頃より、子ども達の健全な育成に多大なるご尽力をいただいていることに感謝。

国のいじめ防止対策推進法が施行され 2 年が経過する。本県でも昨年 3 月にいじめ防止対策推進条例を制定し、まもなく 1 年が経つ。これまで県・市町村・学校・家庭・地域の関係者が、それぞれ連携強化しながらご努力をいただいているところ。

平成 26 年度いじめの状況についての国の調査結果が公表されたが、取りまとめた後にいじめの把握について、短期間で解消したいじめについては、いじめではないという報告をしている例も見受けられたことから、全国に再調査の指示があった。本県でも再調査の徹底をしたところ当初より多くの数字があがってきた。平成 27 年度上半期調査でも、この再調査の意向を踏まえ積極的にいじめを認知した結果、件数が多い状況にある。学校・家庭・地域が一体となって、いじめ問題を真剣に受け止めている結果であると肯定的な評価もできる。

いじめ防止に向けた取組は、大人が何かやるだけではなく、子ども達が主体となって、いじめは起こさない、許さない、解決していこうという動きも広がりつつある。先週、全国いじめ問題子供サミットが開催された。小学生・中学生がいじめ防止に向けてどんな取組をしているか、また、何ができるのかを話し合った。長野県からも両小野小学校 6 年生の児童 4 人が代表で参加。学校での取組を堂々と発表し、これから先何ができるかを話し合い、メッセージを提案した。大人がいじめに向き合うと同時に、子ども達が主体的に自分事として捉え、解決に向け、また未然防止に向け取組んでいく。このような二本柱で今後ともいじめ防止に向けて取り組んでいくことが重要。

今日はそういった観点からも、今の状況、またこれからどうしていくのか関係機関の皆様の様々なご尽力をいただいている情報などもお聞かせいただきながら、より一層いじめ対策が充実していくような協議会にしていければと思っている。

3 報告（原心の支援課長）

(1) 「本県における児童生徒のいじめの状況について」 <資料 p 1 - p 7 参照>

(2) 「長野県いじめ防止対策推進条例に基づく取組」についての報告

① 条例第 3 条 2 項「児童生徒がいじめ防止に向けて主体的に取組む」ための施策

ア) 「いじめ防止子どもサミット NAGANO」「全国いじめ問題子供サミット」

- ・平成 27 年 12 月 5 日（土）本年度初めて全県規模で開催。応募のあった小学校 4 校、中学校 6 校の児童生徒 34 名が総合教育センターに集まり、各学校におけるいじめ防止の取組みを発表したり、私たちにできることは何かを話し合い、メッセージにまとめたりした。
- ・全国サミットに両小野小学校が参加。平成 28 年 1 月 23 日（土）小・中学生 142 名が文部科学省講堂に集まり、ポスターセッションで各学校の取組を紹介し合う等行った。

イ) 「高校生 ICT カンファレンス長野大会」

- ・9 月 10 日に開催し、7 校からのべ 42 名の高校生が集まり、自らインターネット・スマートフォン等の課題について議論し、利用についてルールを考える取組をした。
- ・参加生徒の感想では、「どんなことに対してもスマホの画面よりも、面と向かって話すことが大切だと感じた。また、自分の学校に帰って、スマホのルールについて、生徒同士で考えルールを設けたい。」などの声があった。
- ・平成 27 年 11 月 3 日（火）全国大会が開催され、明科高校が長野県代表として参加した。

② 条例の第 12 条「児童生徒、保護者が安心して相談できる体制の充実」について

ア) 「学校生活相談センター」の取組状況

- ・本年度から臨床心理士を相談員に加え、こども・家庭課の「子ども支援センター」とも連携を図りながら相談支援を行っている。
- ・12月末までの状況は、平日の昼間が5割。保護者からの相談が全体の7割。月別相談状況では9月が最も多かった。これは、特設無料相談電話を開設した関係と捉えている。
- ・相談者の主訴では、いじめに関することが相談者全体の18.2%。子どもからの相談では、いじめに関することが14.3%。前年度と比較して2倍以上の相談が寄せられている。

③ 条例第13条「インターネットによるいじめ防止等のための、学校・保護者間の連携協力を促進する取組」について

ア) 「インターネットについてのアンケート」結果より

- ・小中高等学校から抽出で、41校の児童生徒とその保護者を対象に実施。「使用時間」「経験したこと」等の項目で、子どもの実態と保護者の認識に大きな差があることがわかった。
- ・「インターネットを利用できる機器の使い方」について、「使用時間が長い」「学習時間や睡眠時間が短くなった」など、子ども自身が問題点を自覚している回答も多くあった。また、高校生とその保護者の約3割が「依存傾向があると思う」と回答している。

イ) 「インターネットの安全な利用に関するメッセージ」

- ・アンケート結果を踏まえ、学校・保護者・地域等が連携して、インターネット利用に関わる「ルールづくり」を一層推進するため、義務・高校のPTA連合会長と教育長の3者連名で「共同メッセージ」を発出。家庭や学校でのルールづくり等の取組を更に推進したい。

④ 第14条「児童生徒の理解を深めるための資料作成」について

ア) 「いじめ防止リーフレット」

- ・条例制定の周知を図るため、県内すべての学校・児童生徒に配布。
- ・学校では、「職員会でリーフレットの意義や趣旨を確認し、各学級で児童の実態に応じた説明を加えながら配布。特にリーフレットに掲載されているいじめの相談窓口については、学校だより等でも紹介した。」「道徳の授業で配布し『長野県いじめ防止対策推進条例の概要』を読みながら、いじめ防止のために法律が整備されていることについて担任が生徒たちへ説明、『いじめをなくすために自分たちにもできそうなこと』についてグループ討議を行い、いじめ防止について理解を深めた。」など、条例周知の取組が行われた。
- ・生徒の感想からは、「法律が整備されていることを知らなかった。それだけの大きな問題だということがわかった。」「ネットいじめについては、みんながLINE等を使っているから自分の事として考えることができた。」などの声がありました。

報告は以上。

4 意見交換

(1) 小学校・中学校・高等学校での年間を通したいじめ防止の取組

(伊藤会長)

- ・いじめ防止子どもサミットや高校生ICTカンファレンスに参加し、子ども達がもっと学校を良くするために、また、友達を守るために、自分たちに何ができるかという熱い思いで取り組んでいたことに感銘を受けた。日頃の各学校における取組が着実に広がりつつあり、着実に良い方向に向いていると感じたが、まだ、すべての学校の取組にはなっていない。
- ・各学校では、年間の中でどのような取組をしているか。

<小学校の取組> (松木 智子 小学校長会代表)

- ・朝、5年生の男の子が「僕の味方は誰もいない。」と泣いて保健室にきた。出張のときに「先生気をつけて行ってきてね。事故起こさないようにね。先生がケガをしたら大変だから。」と伝えてくれた。この子は本当に優しい思いを持っていて、とても敏感に物事を感じている。私からも、

- とても大事だよというメッセージを日常送っていくことの大切さを改めて感じている。
- ・いじめの未然防止のために、まず教師側が普段からいじめを積極的に感じとり、組織的に対応している。
 - ・本校では、教師自身の人間力を磨き、人権同和教育や道徳教育の充実を含め全教育活動の根底に「怒」の精神をおいて取り組んでいる。
 - ・人権同和旬間や月間では、お互いに力を出しあったり、皆がいてくれてよかったという思いを体験したりすることを大事に考えている。
 - ・行動観察では、職員室での報・連・相の日常化がある。職員室の中で、今日あったこと、今起きていることなど、名前を挙げて子どもの顔を思い浮かべながら話を聞き合い、すぐに相談できる職員室であるよう心がけている。
 - ・「不登校いじめ対策委員会」では、職員全体での話し合いや小委員会を開くなどの実効性のある会議ができています。
 - ・早期発見については、児童観察として毎月市教育委員会へ、小さな事案でもいじめと思われる事や気にかかることを上げ、自分たちでもう一度認識をするということを行っている。
 - ・児童アンケートを各学期に1回行い、それをまとめてどうということが子ども達の心に引っかかっているのかという事を学年会や全体で共有する取組をしている。
 - ・相談できる場所として、保健室の他にも心の教育相談員（市費）がいてくれる相談室を設置。保護者や地域の方と日頃からコミュニケーションをとるなど、子どもに限らず保護者も話や相談ができる環境づくりをしている。
 - ・年2回、Q-U（検査）を行い、子ども達がどのような位置で学級にいるのかを客観的に知り、普段観察していることと検査の両方を同時に使いながら理解を深め、早期の対策につなげている。
 - ・常に教職員全体で情報を共有する職員会議、毎日の朝と放課後の会話、家庭訪問での保護者の意見を取り入れたり、毎朝手を合わせてハイタッチあいさつをしたりする中で気づいたりしたこと等、教職員がお互いに交換していく取組を今現在行っているところ。

<中学校の取組>（村本 まみゑ 中学校長会代表）

- ・「いじめの種を増やさない」「その種から発芽させない」という思いから未然防止、そして早期発見の取組を重点的に行っている。
- ・どの学校もアンケートを年に複数回行い、生徒の声を直接届けられる機会を大事にしている。また、アンケート結果については、学年会、教務会と段階的に多くの目で検討している。
- ・生徒から直接聞き取る面談等も大事にしている。担任だけでなく生徒が話しやすい部活顧問や養護教諭など、いろんな職員がそれぞれの立場でかかわれることを大事にしている。
- ・Q-U(検査)を全校生徒対象に、年2回実施。当郡では町村で予算付けがされている。検査は自己肯定感・所属満足度や人間関係など、教員のとらえと生徒の気持ちのズレが浮かび上がってくる検査として、中学校では比較的大事に行っている。
- ・年に2～3回、相談週間や相談日を実施。悩みや学習の相談以外に、何もなくても生徒と対面しておしゃべりする時間そのものが有意義であると感じている。
- ・スクールカウンセラー（以下「SC」）は非常に大切な存在。4月当初全校の前でSCを紹介したり申込み方法を伝え、相談への敷居が低くなるようにしている。学校によっては希望者だけでなく、生徒全員と面談をして状況を把握したり、早期に相談につないだりする学校もある。
- ・業間や昼休み、部活までの時間など、いわゆる隙間時間に、教頭・教務主任等が校内巡回をして生徒同士の関わり方や生活の様子を把握している学校もある。
- ・「アンテナを高くする」という言葉があるが、生徒の様子で気になったことがあれば、直ぐに連絡相談し合うということがどの中学校でも日常的に行われるようになってきている。また、生活ノートや生徒同士の会話などから、様々な情報を得ることも以前から継続して行われている。
- ・人権強調月間や強調週間の中で、人権について学ぶ機会を設けている。本校では、岡本豊さんの

講演会を実施した。一方的に話を聞くだけでなく自分の立場や傍観者の立場などから、多面的に気持ちを考え合い情報交換するなどの演習もあり有意義な時間になった。

- ・生徒会主催の感謝集会では、「あの時うれしかった」等、プラスの温かな言葉を直接交し合う取組を行った。いじめを許さないという空気感を生徒達の中に醸成したい。お互いの存在を意識づけ認め合う取組も重要。
- ・生徒の主体性・自主性に委ねて、自分たちには何ができるのだろうというテーマで集会を行っている学校もある。

<高等学校の取組> (市川 裕子 高等学校長会代表)

- ・「いじめ防止や早期発見のアンケート」については、ほとんどの学校で実施している。
- ・「いじめ防止の基本方針」については、毎年見直しをする。特に未然防止と早期発見の観点から見直しをしていくことが必要だと思う。
- ・未然防止の取組として、「いじめを許さない」「命の尊さ」という価値・規範について、通信やHRや集会、始業式・終業式等の場面で意識して伝えている。
- ・自己有用感や自己肯定感が低いと、人を攻撃したりいじめたりというような行動に表れやすい。多くの人との関わりの中で一人一人が認められ、自尊感情が高まるような取組(人間関係づくり、集団づくり、SST等)をカリキュラムに取り入れて取組んでいる。
- ・本校の特色としては、体験的な学習や、地域の方、大学生、大学院生など多くの方が生徒と関わり、「認められたり安心できる場」ができています。また、保育園訪問や高齢者の方と関わることで、慕われたり感謝され、「自分も役に立っている」という機会となっている。
- ・生徒会活動では、多くの子ども達が役員となり、いじめについて話し合ったり、「良い学校にしていくには」「地域に愛され、地域に感謝されるにはどうしたらよいか」をテーマに研修やミーティングを重ねている。一人一人が自分の役割を自覚し自信を持たせている。
- ・学校評議員会や北部高校の「愛する会」で、地域の方に生徒たちが発表する機会をつくり、誉めもらうなどの取組により、生徒たちが自信を持ち、自己有用感や自己肯定感、自尊感情を高める場としている。
- ・環境がすさんだ状況にあると、いじめや気持ちの不安感が生じやすくなるため、環境を常にきれいにすることも大事に捉えている。
- ・アンケートあるいはチェックシート、短時間面談も非常に重要であり、学校では教師だけでなく様々な職員が、子どもの相談を聞くことも重要だと思う。
- ・SCとの定期的な面談では、PTA通信でカウンセラーの方を紹介したり、保護者の方にも話をする機会をつくったりして、相談しやすい状況をつくっている。
- ・本校の課題として、入学後のアンケートでは、いじめがないとかみんなが優しいという回答がほとんどだが、やはり人間関係の拗れから仲間はずれになる事案もあるため、SST等による関係づくり、集団づくりについて研究が必要だと思う。

(伊藤 亜希子 長野弁護士会代表)

- ・中学校の、「アンケートをやってみて、悪口を言われたり、さみしい思いをしている人がいることがわかった。」という生徒の感想があるが、アンケート結果にそういった項目があったのか、また、SSTやアンケートのフィードバックが生徒にされていたのか。

(村本 まみゑ 中学校長会代表)

- ・これは本校でなく郡内のある中学校の事例。この中学校の生徒会ではアンケートの内容も項目もすべて生徒が考え、アンケート結果も生徒が集約し全校集会で呼びかけをしたという取組です。

(伊藤会長)

- ・人権教育の観点からも様々な取組がなされているが、法務局のお立場から質問・意見いかがか。

(宗野 有美子 法務省長野地方法務局代表)

・いじめの問題に関しては、文部科学省と法務省との間で、学校等と法務省の人権擁護機関とが連携を強化していくことについて協議済みであり、法務省の人権擁護機関としていじめ問題に積極的に取り組んでいきたいと考えている。ただ今、人権旬間・週間にいろいろな方を招いて人権について学ぶ機会を設けているとの報告があったが、法務省の人権擁護機関でも「人権教室」を開催している。「人権教室」を行うのは、主に人権擁護委員であるが、人権擁護委員の中には、学校の教育現場に携わった経験のある人やいろいろな立場の方がいるので、是非人権について学んでいただくお手伝いができればと考えている。今年度は校長会等にも出席させていただいて、「人権教室」のPRもさせていただいた。機会があれば是非協力させていただきたい。

(2) 関係機関の取組について

(伊藤会長)

・様々な学校の取組を進めていく上でも関係機関の皆様のご協力は大変重要。いじめ防止・人権意識高揚のためいろいろな取組をされている。関係機関の取組についてご発言いただきたい。

(伊藤 亜希子 長野弁護士会代表)

- ・長野県弁護士会では「子どもの人権相談」電話窓口を開設。相談の内容により必要に応じて、弁護士が初回無料で面談相談もしている。この「子どもの人権相談」は、いじめに限らず子どもの人権問題等について、弁護士による法律相談窓口として開設している。
- ・昨年度来「弁護士によるいじめ防止授業」を実施。本年度は長野市、千曲市、信濃町の小中学校で実施。弁護士9名が、小学校4校で13クラス、中学校3校12クラスで授業を行った。
- ・学校の状況に応じて、事前に弁護士と打合せをして授業内容を確認した上で実施。生徒の感想を踏まえて授業内容を改善している。(中学校は今年度初めて実施。)
- ・全県で実施できるよう、授業を行う弁護士の数を確保し、更にスキルアップをしていく。
- ・実際に起きた事件を踏まえて「安心・自信・自由」という観点から、「いじめは絶対に許されない」「どんな理由があってもいじめはダメ」というメッセージを弁護士の立場から発信していく。
- ・この事業については、継続して実施していきたい。興味があればぜひ声掛けいただきたい。

(夏目 宏明 精神保健福祉士協会代表)

- ・私たちの協会は、基本的には大人の方の対応がほとんど。その絡みで家庭内の関係として、ひきこもりやいじめが関係してくる場合がある。
- ・県協会では、自死予防に関するゲートキーパーの養成講座を、専門職を中心に年間1回実施。
- ・高校でのSSTの取組は素晴らしい。SSTについては、先生方が取り組んでいただくのが良いと思うが、うまくいかない点、困っている点があれば、相談などお手伝いができると思う。
- ・長野県精神保健福祉協会や信州SSTネットワークでSSTに取り組んでいて感じることは、高校で取り組んでいただいているように「相手に自分を説明する」「互いの違いに気づきお互いを尊重する」など。一般的に役立つものについては、集団のSSTとして取り組むとよいが、具体的にクラスや学校の中で、周りとの関係がうまくいかない場合では、集団内では発言ができないこともある。そのような場合には実施者と生徒が一对一での個人SSTで扱うのが良い。そこでより具体的な関わり方についての練習や相談が必要。
- ・SSTは集団であっても問題を扱う時には一人一人の練習となり個別練習になる。「集団」と「個人」のSSTは、それぞれ状況や課題によって使い分けるとよい。
- ・各学校の発表を聞き、児童生徒ときめ細かな関わりをしていること等、非常に素晴らしい。

(望月 秋一 臨床心理士会代表代理)

- ・県の心理士会では、全県のスクールカウンセラーを中心にそれぞれが地道な活動をしている。スクールカウンセラー、児童相談所や職法関係、あるいは福祉と様々な分野で活動している。

- ・最近のいじめの傾向として、ネットを道具としたいじめや性犯罪など、学校の統計にはまだ出てこないような難しい問題も出現している。それは小学校、中学校でもだんだん増えてきており、高校になると、取り返しのつかない犯罪につながる場合も出てきている。
- ・その解決には、行動経済学者ダン・アリエリー教授の研究成果が参考になる。「良い行動決定は、客観的な情報技術により生ずるのではなく、個人の内的な感情によって引き起こされる」との旨、結論している。それ故に、一対一の気持ちを大事にすること、うれしい交流、優しく認め合う交流、感謝しあうこと等を集団や地域でもやりながら、一人一人を内側から理解するまなごしを向ける臨床心理士や関係者の活動がとても大切。特に被害者の心情を第一に優先する事が必須。

(大井 富美子 社会福祉士会代表)

- ・小・中・高等学校の取組にとっても心打たれた。この取組を、継続性を持って続けていただきたい。「いじめを許さない」という子どもたちの意識が育つよう、また、学校によって差のないように努力していただきたい。
- ・「児童虐待・DV24時間ホットライン」電話対応をしているが、「長野県子ども支援センター」と「学校生活相談センター」という新しい窓口が開設されたため、子どもたちの問題に対し、細分化して対応することができ大変良かった。
- ・社会福祉士は、高齢者や障がい者、地域福祉等、教育現場に限らず、いろいろな分野に広く派遣されている。いじめの問題を学校の問題、子どもたちだけの問題ということではなく、人が人を傷つけるということは許してはいけないことと訴えていかななくてはならない。生まれてから亡くなるまで、人の一生の課題として持っていかなければいけないことと思う。
- ・いじめの問題は、児童や生徒の問題としていますが、総合的に社会の問題として取り組んでいく必要がある。社会における暴力や虐待を含む広義のいじめの連鎖は、子どもたちに与える影響が大きい。20～30年後、今の子どもたちは親となり社会を築いていく、社会全体で広義のいじめ問題に取り組んでいくことが必要だと感じている。
- ・子供たちが、学校生活でいじめ問題に取り組んだ経験は、今後、家庭での子育てや社会生活での人間関係に活かされる。この貴重な経験を無駄にせず、福祉教育の学びの機会として自分も人も大切にすることのできる人づくりの良循環となるよう学びあうことが大切と思う。
- ・相談者として、子どもたちの思いをしっかり受け止めて、適切な機関につなげられるスキルアップをしていきたい。

(伊藤会長)

- ・本年度から新たに「長野県子ども支援センター」を設け、総合的に子どもを支援する取り組みを始めている。かなり多くの電話があるようだが紹介をいただけるか。

(佐藤 尚子 県民文化部こども・家庭課課長)

- ・子どもたちの総合相談窓口として「長野県子ども支援センター」を設置。悩みを持っていても、どこにも相談できず我慢している子どもがいる現状から、子どもたちの総合相談窓口を整備。12月末現在1284件、子どもからの電話が約7割。いじめの相談は50数件。学校名等分かったものについては、教育委員会と連携して対応するケースもある。今後は「相談」から「救済」ということも想定している。また、いろいろな相談窓口の方々をつなぐような役割もやっていきたい。
- ・子どもの貧困が話題になっており、子どもの貧困対策の計画をつくっている。そのためにアンケートや調査等を実施し、子どもの声も聴いてきた。子どもたちの中には「お父さんの安否や居場所がわからないから、友だちにお父さんのことを言われるのが嫌で、クラスであまり話す人がいない。」とか「家のことを言われて自分を否定されているみたいで、友だちに言われたとき悲しかった。」といった声が寄せられている。こういうこともいじめにつながっている場合も

あると感じている。

- ・経済的にお金がなく進学ができない、夢や希望が持てないなど、貧困ゆえの課題の裏に、いじめの問題もあると感じる。

(竹内 靖人 中央児童相談所代表)

- ・まれにお風呂のない家や薪でお風呂を焚く家もある。たまにしか風呂に入れないから臭いがして、学校に行くと、それだけですぐにいじめられるというわけではないが、少なくとも避けられてしまう。また、着ているものが毎日同じでも避けられてしまうというような、貧困を背景とした、いじめに発展しがちな養護問題の素地もあると思う。
- ・いじめだけを主訴とする相談件数は、児童相談所としてはあまりない。ただし、過去にいじめを受けていた、主体となっていた等の話はたまには聞くが、いじめ自体が問題となることはない。
- ・いじめに限らず、それぞれのお子さんが個人的な課題を抱えていて、「どうしてこの子がこんな問題のある行動を起こすのか」とかを知るためには、児童相談所では、一時保護をして行動観察をするという仕組みもある。その子が「どうしてそういう行動をするのか」アセスメントしつつ、個別に対応をしている。

(伊藤会長)

- ・子どもに関する様々な問題は、「これはいじめ」「これはちがう」と、きれいに縦に切れるものではない。相互にすべてが関連している。ある時点で「いじめ」や「不登校」という形で表に出たり、「暴力行為」という行動になったりもする。原因も様々で非常に難しい。そうした観点から、いじめ対策を狭く捉えずに、より幅広く捉えながら対策を立てていくことが必要。

(石坂 修一 長野県 PTA 連合会代表代理)

- ・日本 PTA 全国協議会「いじめ対策に関する保護者向けハンドブック」をお配りした。各小中学校の日本 PTA 全国協議会所属の学校にもお配りしている。文教大学教授・臨床心理士 柳生和男先生のお話の中に「親の壁」「先生の壁」「友達の間」というものがある。子どもたちは、この壁が乗り越えられない。この壁が周りの大人たちに見えてこない。子どもたちはその壁を越えられずに悩んでいるということを親に伝えたい。
- ・保護者の世代が親に感謝をしていない。親が感謝をしていなければ、子どもも感謝をしないし、親が文句を言っていれば、子どもも文句を言うということもある。
- ・自分の子どもがいじめられていたら、親はどうしたらよいのか分からない。先生に相談しても響いていないのではないかと、先生を信頼できなくなる時もある。しかし、そういう親を、周りの皆で支え、解決していくということを今まで以上にやっていただきたい。
- ・子どもを取り巻くコミュニティは、塾、スポーツ少年団等、たくさんある。その中で、「勝てばよい」「勝つことが重要」ということを教えるだけでなく、「皆で協力し合うことの重要性」「力はみんな違う」ということを教えなければいけないと思う。

(清水 岩夫 市町村教育委員会連絡協議会代表)

- ・いじめの状況については、各学校から毎月のように報告があり、それで一応掴んでいるつもりになっているが、実際、本当に子どもたちや家庭の状況が、教育委員会として把握できているかといえば、必ずしもそうでないところもあるのではないかと。
- ・それぞれの市町村教育委員会では、家庭児童相談員等が、家庭の様子をある程度把握できていると思うが、どの程度共有されているのかという問題があると思う。
- ・いじめ防止の子どもサミットの発表や中学生が自らアンケートを考えて作り、集計して発表する等の活動は、大人だけでなく、子どももいじめ防止に向けて積極的、主体的に取り組んでいるという非常に大きな意味を持った取組。
ぜひ、それぞれの学校、市町村教育委員会でも広めていくことが、大事かと思う。

- ・地域とのつながりの面から見た時、子どもたちや学校が行ったアンケート結果は、どの程度公表されているか。公表することによって、開かれた学校づくりにつながり、場合によっては、子どもたちが行った発表が保護者や家庭への啓発につながっていくのではないか。これからも大事にしていく必要があると思う。
- ・市町村教育委員会としては、報告されてくるのを待つだけでなく、もっと積極的に働きかけをしていく必要があると感じている。

(伊藤会長)

- ・長野県は市町村数が多く、小規模の町村では教育委員会事務局の体制も十分ではないところも多いが、発表にあった取組をより広め、子ども主体の取組をさらに全県に広げていくよう、「発信力・伝えきる力」等を政策の中でも強化していきたい。

(西澤 善明 私学教育協会代表)

- ・いじめ問題への取組は、基本的に公立と同じ。それぞれの学校、先生がかなり神経を使って、アンケートをしながらいじめ対策をやっているところ。
- ・いじめに関して教職課程を履修している大学生たちに聞いたところ、小・中・高の学生時代に、いじめを受けた、いじめを見た生徒は90%。つまり、まったくいじめを知らないで大学へ来ている子はほとんどいない。このいじめの問題は、大学生たちにもしっかり理解してもらわなければいけないと感じている。
- ・昨年、岩手県矢巾町で起きた中学生の自殺の問題で、担任の先生との生活日記のやりとりが新聞に載った。報道では、担任が書いている意図がどこまで伝わっているのか、非常に問題のある形で新聞に載っていた。学生には、考えさせる良いチャンスではあったが、学校側は常に頭に置かなければいけないことと思った。

(中島 真二 県警本部生活安全部代表)

- ・いじめに特化すると、小学生低学年のうちから、いじめはやってはいけないことと理解させるために、昨年から各学校をスクールサポーターが廻り、学校の先生と二人一組となりいじめのTT教室を始めた。4月以降、県下のスクールサポーター8名が、小学校訪問時に「いじめについての教室」の実施をお願いするので、多くの学校で実施したいと思っている。

(宗野 有美子 法務省長野地方法務局代表)

- ・県民文化部 こども・家庭課の「電話相談の中でいじめの件数も多い。今後は、救済という方向も考えている。」という点について教えていただきたい。
法務省の人権擁護機関の活動は、「人権啓発」「人権相談」「人権侵害事件の調査・救済」を3つの柱としている。いじめは人権問題ですから、「SOS ミニレター」や人権相談等でいじめの疑いがある事案に接した場合は、必要に応じて調査を行い、人権侵害が認められるかどうかを判断し、適切な措置をとることになる。法務省の人権擁護機関では、いじめだけでなく、いろいろな人権問題に関わり、調査・救済手続が、整備されている。今後、長野県で考えている救済とは、どのようなものですか。

(佐藤 尚子 県民文化部こども・家庭課課長)

- ・「長野県子ども支援センター」は、長野県が「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（仮称：子ども支援条例）」を制定し、その条例に基づいて設置している。条例をつくる際には法務局からお話をお伺いしながら作ってきた経過がある。
- ・「子ども支援条例」では、「子どもへの支援をする」「子どもの総合相談窓口を設置する」「子どもの救済」などについて定められている。
- ・「長野県子ども支援センター」の救済ということについては、相談では解決しないような場合、救済の申出を受けて、調査、審議をし、県の機関の場合にはそれを是正するようにと改善措置を

出す。また、県以外の機関に対しては、助言をしたり是正の要望という形で対応をすることとしており、子ども支援センターは、「相談」と「救済」と「ハブ機関」という3つの機能を備えた支援センターとして設けられている。

(宗野 有美子 法務省長野地方法務局代表)

- ・実際に救済の手続に入ったものはあるか。

(佐藤 尚子 県民文化部こども・家庭課課長)

- ・「長野県子ども支援センター」の運用は4月から始めている。救済等を行う「子ども支援委員会」は数回開いているが、実際の救済の申出というところまでいった案件は今のところない状況。

(平井 美和 県民文化部 次世代サポート課代理)

- ・「青少年インターネット適正利用推進シンポジウム」の紹介をさせていただく。昨年10月29日に、青少年が安全安心にインターネットを利用することができるような環境を作ろうと、インターネット利用者、関係団体、学校関係者、行政と官民協働で協議会を設置した。この事業としてシンポジウムを開催している。
- ・「授業で活用できる映像教材DVD」を、ソフトバンクと共同でNPO法人企業教育研究会で作成した。ネットを紹介したいじめ関係の内容も入っている。シンポジウムの後、無償で配布する予定。また、有効に活用できるところにも配布したい。

(伊藤会長)

- ・紹介いただいた「青少年インターネット適正利用推進シンポジウム」のパネルディスカッションには、「高校生ICTカンファレンス」ですばらしい取り組みをした明科高校の生徒自身も参加し、大人だけの会ではなく、当事者も加わった形になっている。
- ・いじめ問題でもスマホの問題でも、子どもたちがいかに主体的にこの問題を捉え、どう解決していくのが大切。子どもたちはやがて卒業し社会に出ていく。その中でも様々な問題がある。「学校の中でいじめがないからいい」ということではなく、子どもたちが主体的に活動できるということが基本になってくる。
- ・各学校の発表で、自己肯定感を高めていくことや人権教育で人権意識を確かなものとする中で、いじめ問題にも対応していくという視点を大切に、対処療法ではない「骨太のいじめ対策」を、長野県として、関係機関と協力、連携をして取り組んでいきたい。
- ・来年度以降、県教委、各学校、関係機関の皆さんと力を合わせ、今日いただいた意見も踏まえて、さらに良いものにしていきたい。また、話し合った内容や各学校の優れた取組を、より多くの方々に知ってもらう努力をしていきたい。

以上で、意見交換・協議を終了。

5 その他事務連絡

(鎌田係長)

- ・長時間ご協議いただき感謝。本日の協議記録は事務局でまとめ、委員の皆様を確認をいただいた後、ホームページに掲載する予定。
- ・次年度の連絡協議会は、5月27日（金）を予定。

6 閉会